随意契約結果及び契約の内容

業　務　の　名　称	尾道糸崎港事業効果検討業務
契　約　概　要	業務名称 / 業務内容 / 単位 / 数量 / 摘要 尾道糸崎港事業効果検討業務 計画準備 計画準備 式 1 資料収集整理 現況の把握 ケース 1 資料収集整理 箇所 1 企業ヒアリング 箇所 10 費用対効果分析 需要の推計 ケース 1 便益の計測 ケース 1 整備内容の検討 ケース 1 費用対効果の算定 ケース 1 資料の作成 資料の作成 式 1 協議・報告 協議・報告 回 5 事前協議 1回 中間報告 3回 最終報告 1回 成果物 業務完成図書作成 式 1
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長　赤城　尚宏 国土交通省中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所 広島市南区宇品海岸3丁目10番28号
契　約　年　月　日	令和8年10月21日
契　約　業　者　名	三井共同建設コンサルタント株式会社　広島営業所
契約業者の住所	広島市中区上八丁堀8番23号
契　約　金　額	14,828,000円(税込)
予　定　価　格	14,828,000円(税込)
随意契約によることとした理由	本業務は、事業実施中の尾道糸崎港機織地区国際物流ターミナル整備事業において、背後圏の社会経済情勢の変化等を踏まえ、現況特性や港湾利用の将来性、整備内容を検証した上で、費用対効果分析を用いて当該事業の整備効果を検討するものである。 今回、簡易公募型プロポーザル方式（選定段階省略型）により公示を行ったところ、7社から参加表明書及び技術提案書が提出された。広島港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会において、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等の評価、並びに、技術提案書を総合的に評価した結果、三井共同建設コンサルタント株式会社を本業務の契約相手方として特定したものである。 以上により、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである
業　種　区　分	建設コンサルタント等
履行期間（自）	令和8年10月21日
履行期間（至）	令和9年3月26日
備　考	